



各 位

平成 26 年 2 月 25 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社  
代表者名 取締役社長 益 子 修  
コード番号 7211 東証第 1 部  
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長  
黒井 義博  
(Tel. 03-6852-4206)

## 「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ

平成 25 年 12 月 26 日開催の当社取締役会において決議いたしました資本金及び資本準備金の額の減少に関し、未定であった事項が確定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

当社は、平成 25 年 11 月 6 日に公表した「三菱自動車 資本再構築プラン」に基づき当社優先株式の取得を行うにあたって会社法上必要となる分配可能額を確保することを目的として、当社普通株式の公募増資（以下「本公募増資」といいます。）及び第三者割当による新株式発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）によりそれぞれ増加する資本金及び資本準備金の額と同額で、それぞれ資本金及び資本準備金の額を減少させること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）について、平成 25 年 12 月 26 日開催の当社取締役会において決議しております（詳細は、平成 25 年 12 月 26 日付けプレスリリース「「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」、平成 26 年 1 月 7 日付けプレスリリース「「新株式発行及び株式売出し」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」、平成 26 年 1 月 22 日付けプレスリリース「「発行価格及び売出価格等の決定」並びに「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」並びに平成 26 年 1 月 30 日付けプレスリリース「「資本金及び資本準備金の額の減少」に関するお知らせ」をご参照下さい。）。本日、本第三者割当増資の払込みが完了したことに伴い、本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少に関し、減少すべき資本金及び資本準備金の額が以下のとおり確定し、その効力が発生いたしました。その他の事項については、同プレスリリースに記載された内容から変更はありません。

本第三者割当増資により増加する資本金及び資本準備金の額の減少の要領

1. 減少すべき資本金の額  
11,435,032,000 円
2. 減少すべき資本準備金の額  
11,435,032,000 円

なお、本資本金等の額の減少の効力がいずれも発生したことを受けて、当社は、上記「三菱自動車 資本再構築プラン」に基づき、本日以降遅滞なく、本資本金等の額の減少により減少した額を超えない範囲で、三菱商事株式会社、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社より、第4回G種優先株式、第2回G種優先株式、第3回G種優先株式、第1回A種優先株式、第1回G種優先株式の順に、取得可能な最大数の優先株式を取得・消却してまいります。

以 上

ご 注 意：この記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社又は売出人より入手することができますが、これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。